

障第68号
令和8年4月7日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に
関する基準等の一部を改正する告示の公布について

このことについて、こども家庭庁から、別添のとおり令和8年度報酬改定に伴う告示の改
正について通知がありましたので、内容をご確認いただきますようお願いします。

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	奥 田	担当	渡 邊
電話	058-272-1111 内3492		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		